

令和 7 年度

銚子市中小企業者向け融資のしおり

ご利用いただける方

- 1 市内に店舗、工場、事業所等を有する中小企業者であること。
- 2 市内で同一事業を 1 年以上営んでいること。
- 3 市税の完納者であること。
- 4 小口零細企業資金のご利用にあつては、小規模企業者（従業員が 20 人〔商業・サービス業は 5 人〕以下）であること。

資金種類、貸付金額

- 1 運 転 資 金… 1, 200 万円以内
- 2 設備近代化資金… 2, 000 万円以内
- 3 小口零細企業資金… 450 万円以内

保証人

個人…原則として不要

法人…原則として代表者のみ

取扱金融機関

千葉銀行銚子支店	0 4 7 9 (2 2) 2 4 0 0
千葉興業銀行銚子支店	0 4 7 9 (2 2) 8 0 5 0
京葉銀行銚子支店	0 4 7 9 (2 2) 5 5 0 5
常陽銀行銚子支店	0 4 7 9 (2 2) 6 6 0 6
筑波銀行波崎支店	0 4 7 9 (4 4) 8 0 2 1
銚子信用金庫本・支店	
銚子商工信用組合本・支店	

問合せ先

- ・ 上記の取扱金融機関
- ・ 銚子市役所 観光商工課 産業振興室 0 4 7 9 (2 4) 8 9 3 2 (直通)

資金名	資金使途	貸付金額	貸付期間	貸付利率	保証人等
運転資金	仕入れ又は手形 若しくは買掛金決 済等で資金が必要 なとき	1,200万円以内	5年以内	1年以内 年2.4% 1年超～5年以内 年3.0% 5年超～10年以内 年3.2%	個 人 原則として不要 法 人 原則として 代表者のみ ※担 保 必要に応じて
設備近代化資金	生産設備又は器 具の購入及び店 舗、工場等の新・ 増改築で資金が必要 なとき	2,000万円以内	10年以内 1年以内の据置 期間有		
小口零細企業資金	小規模企業者 が、運転又は設備 近代化で資金を必要 とするとき	450万円以内 ※既存の保証協会 の保証付き融資残 高との合計で、 2,000万円以下となる こと。	運転 5年以内 設備 10年以内		

- 市から年に1度、利子補給（年1.64%相当額）が行われます。（利子補給は、市税のほか延滞金等の徴収金も滞納がなく、約定どおり返済した方が対象です。返済中に条件変更が生じた場合は、内容をご報告ください。）
- 本融資は、千葉県信用保証協会の保証に基づき行われますので、信用保証料（0.45%～2.20%、経営状況の区分による）が別途必要となります。

◎申込みに必要な書類

1 銚子市中小企業資金貸付申請書 ※	1 通
2 信用保証委託申込書、申込人（企業）概要、信用保証委託契約書※後日提出	各 1 部
3 滞納のないことの証明書（申請者・保証人） 市税の全税目及び全年度の滞納のないことの証明書	各 1 通
4 印鑑登録証明書（申請者・保証人） 新規申込時のみ必要であり、以降は変更がなければ不要	各 1 通
5 設備近代化資金のときは、見積書及びカタログ	各 1 通
6 許認可業種の場合は、許認可証又は登録書	1 部
7 決算書等 法人 決算書2期分、決算から6か月後の申込みの場合は、試算表 新規申込みの場合は、法人登記事項証明書（1年以内に発行のもの）、定款 個人 確定申告書2期分	各 1 部
8 その他 ・申請者の位置図 ・受注明細書（建設業者及び受注生産を行う製造業者） ・建築確認通知書（店舗、工場等の新・増改築のとき） ・宣誓書（飲食業の場合、風俗営業をしていない旨） ・市税等納付状況調査同意書	各 1 部

※ 保証人が法人の理事・取締役等以外のものの場合、保証意思宣明公正証書を添付

※ 銚子市中小企業資金貸付申請書、市税等納付状況調査同意書以外は、コピー可。

印鑑登録証明書については、発行日から3か月以内であること。